

# 業務委託仕様書

## 1 業務名 大気環境分析業務

## 2 分析項目、分析方法、検体数

### (1) 分析項目及び分析方法

表-1に掲げるとおりとする。

### (2) 測定地点及び検体数

表-2、図-1に掲げるとおりとする。

## 3 検体回収

(1) サンプリング機器は、発注者において準備する。検体の設置及び回収は、受注者において行うものとする。

(2) 検体の回収日は毎月22日を原則とする。ただし、22日が土曜・日曜・祝祭日等の場合は、その前後の日に回収を行うこととする。年度当初、検体の回収日程表を発注者に通知すること。日程に変更が生じた場合、発注者へ速やかに連絡すること。

(3) 降下ばいじんについては、検体回収の際に、検体の状態が分かる写真を撮影し、発注者に提出すること。また、藻の発生や異物の混入を防止する措置を行うこと。

## 4 結果報告

降下ばいじんの検体写真及び検体ろ過後の残留物重量（不溶解性物質総量）は秤量後、速やかに提出するものとする。

分析業務結果報告書、降下ばいじん検体写真及び発注者が別途提供するデータシート（別紙2、3）は分析終了後、速やかに提出するものとする。そのときに、測定値の取扱い等について協議を行うこととする。

## 5 業務委託料の請求及び支払

業務委託料は、業務委託の検査完了後、受注者の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

## 6 その他

(1) 受注者は契約後、速やかに担当者を派遣し、本仕様書に基づき測定に関する詳細な打ち合わせを行い、実施するものとする。

(2) 業務の実施に当たっては、業務執行の担当者を明確にするため、発注者の監督員を定め、受注者に「権限委任（職務分担）通知書」で通知する。

(3) 契約書及び仕様書に疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の

上、決定するものとする。

- (4) 既設構造物などを汚染し、又はこれらに損害を与えた時は、受注者の責任で復旧しなければならない。
- (5) 測定値が異常な場合は、直ちに発注者に連絡しその指示に従うものとする。